

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 最低工賃額が改正されました

令和3年4月2日発効

1 適用する 家内労働者

秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまよめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまよめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表に掲げる品目、
工程及び規格の区分
に応じ、金額欄に掲げ
る金額



品目	工程	規格	金額	
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円	
	逆まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚12cmにつき 16円	
	端まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円	
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 11円	
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 16円	
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき	19円
		根巻き付き	1個につき	14円
		根巻き無し	1個につき	8円
	ループ止め	2cm以上4cm以下	1か所につき	11円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき	8円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	31円
		ズボン	1本につき	14円
	かんぬき止め	ズボン8か所	1本につき	31円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円	
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 11円	
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 16円	
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき	19円
		根巻き付き	1個につき	14円
		根巻き無し	1個につき	8円
	かぎホック付け	花芯	1組につき	23円
	スナップ付け	花芯	1組につき	27円
	糸ループ付け	3cm以上4cm以下	1か所につき	10円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき	8円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	28円
		スカート	1枚につき	19円
	肩パット付け		1組につき	27円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		1個につき 8円	
	かぎホック付け	花芯	1組につき 23円	
	スナップ付け	花芯	1組につき 27円	
	糸ループ付け	2cm以上3cm以下	1か所につき 8円	
	糸くず取り		1枚につき 21円	

※金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

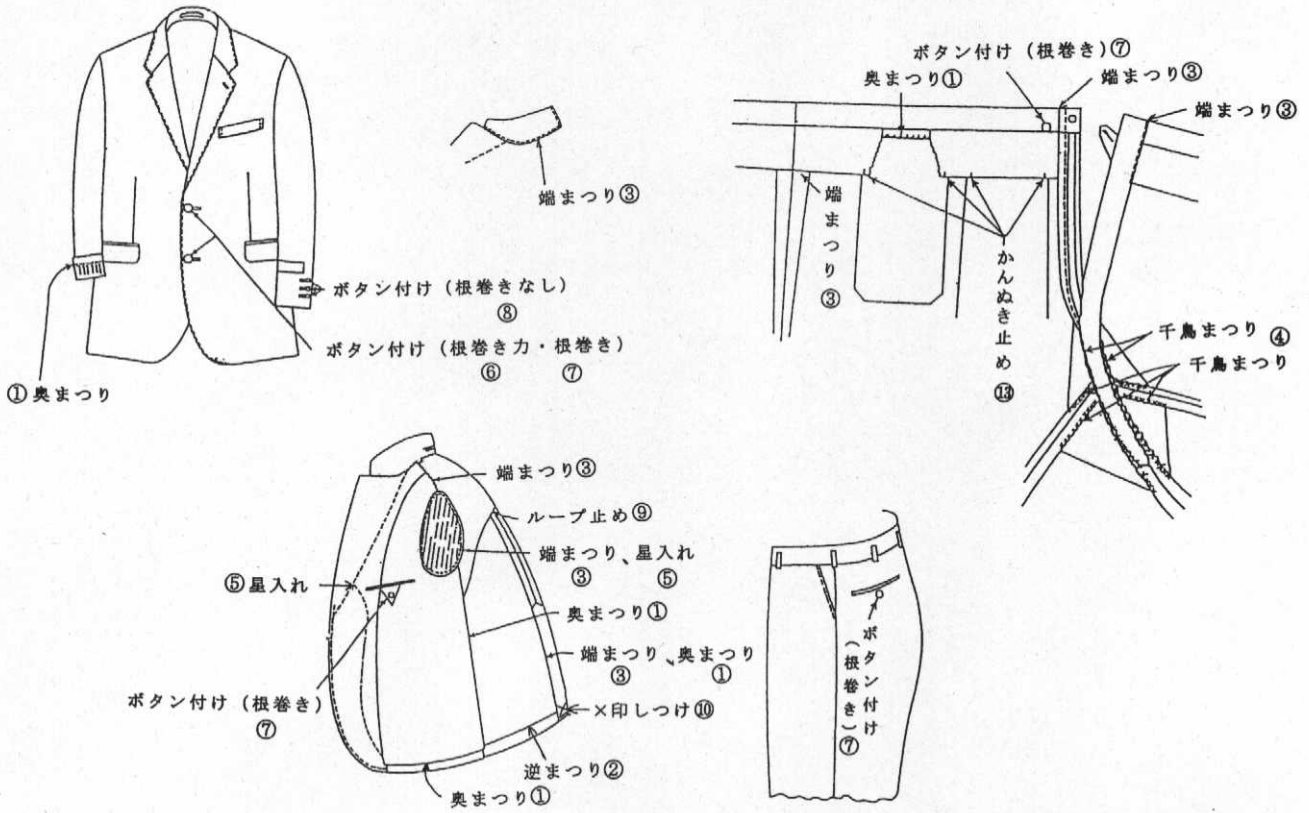
- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などそのつど記入しなければなりません。

※ 危害防止のため、委託者は「作業心得」などの書面を交付し、家内労働者は交付された書面を見やすい場所へ掲示するなどの措置を講じなければなりません。

詳しくは、秋田労働局賃金室 (TEL018-883-4266) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

まとめ作業工程解説図

男子服



婦人服

